

入札監理小委員会における審議の結果報告 中小企業大学校における企業向け研修に係る業務 及び施設の運営等業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務については、第 63 回官民競争入札等監理委員会（平成 22 年 8 月 4 日開催）において、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、人吉校の 7 校について、平成 23 年度の契約日から平成 26 年 3 月までの契約により、落札者による事業を実施する計画（案）が了承されたところである。

これに基づき、三条校、東京校、人吉校の 3 校について、本年 10 月より事業を開始すべく、機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する¹。

1. サービスの質（要求水準）（実施要項 3～4 頁）

【論点①】

要求水準として設定された「研修回数」については、達成できない場合に委託費の減額が生じることとなるが、この要求水準の達成が困難となるような施設上の制約はないか。

〔対応〕

機構に確認したところ、メインの研修が実施できる教室は以下のとおり。

- ・三条校：3 教室（大教室、中教室、実習室）
- ・東京校：20 教室以上
- ・人吉校：3 教室（大教室、中教室、多目的教室）

これらの教室を同時期にすべて機構が使用することはほぼないとのことであり、施設上の制約はないことを確認。

また、宿泊室についても、同時期に民間事業者と機構がそれぞれ使用することは可能とのことであり、受講者さえ集まれば何回でも実施が可能であることを確認した。

【論点②】

減額対象となる要求水準（研修回数、受講料収入）に対し、機構の従来実績が下回っている箇所があるが、民間事業者にとって達成可能な水準となっているか。

¹ 仙台校、瀬戸校、関西校、広島校の 4 校については、第 70 回官民競争入札等監理委員会（本年 1 月 31 日開催）において実施要項（案）が了承され、同年 7 月より事業を開始すべく入札手続を進めているところ。

〔対応〕

校外で実施していた同種の研修を原則廃止し、その分を校内研修として実施することが可能。また、機構が自ら実施する研修に係る募集活動において、受託事業者実施の研修に係る募集活動をバックアップすることが可能とのことであり、また、すでに民間競争入札により実施している「旭川校」、「直方校」では、目標値を超える実績を残していることから、特別に高く設定している水準ではないことを確認した。

【論点③】

東京校の要求水準については、対象とする企業（受講者）数など地域の状況に即した妥当な設定となっているか。

〔対応〕

東京校の研修回数等の要求水準値は、平成 21 年度計画値に合わせて設定しており、機構としては、東京校の募集エリアの市場規模に即した妥当なものと考えている。なお、仮に平成 26 年度以降、東京校の民間競争入札を実施する場合には、それまでの民間事業者の実施状況を踏まえ、適切な要求水準値を設定することを確認した。

以上